

## 現場代理人の常駐義務の緩和について

### 【現行】

契約約款第10条第2項において「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約代金額の変更、工期の変更、契約代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。」と規定しています。このことから現場代理人を常駐としています。

### 【改正内容】

契約約款第10条第2項に「ただし、工事現場への常駐については、甲が別に認めた場合は、工事現場を兼任することができる。」を加え現場代理人の常駐義務の緩和措置を行います。

### 【改正により兼任できる工事】

次のいずれかに該当する工事

- (1) 当初契約金額が130万円以下の工事
- (2) 兼任する工事が2件以内で、それぞれの工事の当初契約金額が130万円超500万円未満の工事

ただし、次のいずれかに該当するときは、兼任できません。

- (1) 工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼任が困難と判断し、特記仕様書に兼任できない旨を明記して発注した工事
- (2) 届出を行った日から遡って1年の間に、名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48条）に基づく資格停止を受けた業者が施工する工事

（注）営業所専任技術者は、従前どおり現場代理人にはなれません。

### 【届出】

契約時に提出する現場代理人等通知書（別紙様式 本改正に伴い様式も改正）に、兼任する他の工事件名等を記載してください。

### 【兼任の取消し】

兼任の届出事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、兼任を取消します。

- (1) 予期しない事態が生じたため、届出事業者が兼任を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 届出事業者がこの基準の規定に違反していると認められる場合
- (3) 届出事業者が偽りその他不正な手段により兼任を認められた場合

### 【実施時期】

平成21年6月1日以降に公告(発注)する建設工事から適用します。